

# 公立大学法人福知山公立大学役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については基本報酬、通勤手当、住居手当及び期末手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。

(基本報酬)

第3条 常勤の役員の基本報酬月額、次の各号に掲げる役員区分に応じて定める額を上限として、理事長が個別に定める額とする。

- (1) 理事長（学長） 750,000円
- (2) 理事（副学長） 680,000円
- (3) 理事（事務局長） 620,000円

(通勤手当)

第4条 通勤手当は、公立大学法人福知山公立大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第15条による。

(住居手当)

第5条 住居手当は、給与規程第14条による。

(期末手当)

第6条 6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、それぞれ基準日から起算して30日を越えない範囲内において理事長が定める日（以下「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

2 期末手当の額は、基本報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の169、12月に支給する場合には100分の181を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 前2項に規定するもののほか、期末手当に関し必要な事項は職員給与規程の例による。

(月の途中で就任又は退職した場合の報酬)

第7条 月の初日以外の日において新たに就任した常勤の役員に支給する就任当月分の基本報酬は、第3条の規定に基づき算出される当該役員に支給する基本報酬月額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日数で除して得た額（以下「日額」という。）に、就任した日からその月の末日までの土曜日及び日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。

2 月の末日以外の日において退職した常勤の役員に支給する退職当月分の基本報酬は、日額にその月の初日から退職した日までの土曜日及び日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の報酬は、当月分の基本報酬月額とする。

(非常勤役員報酬)

第8条 非常勤の役員報酬額は、次の各号に掲げる非常勤の役員区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 理事 日額 30,000円
- (2) 監事 日額 30,000円

2 非常勤の役員には、通勤に要する費用を公立大学法人福知山公立大学職員等旅費規程に準じて支給する。

(報酬の支給日)

第9条 役員報酬（期末手当を除く。）の支給日は、毎月20日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(報酬の支払方法)

第10条 役員報酬は、その全額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし法令に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員からの申出に基づき、当該役員が指定する本人名義の預貯金口座に控除すべき金額を控除した後の報酬の全額を振り込んで支払うことができる。

(端数の処理)

第11条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

(その他)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、給与規程の例によるほか、理事長が別に定める。

附 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和2年4月1日から施行する。